

議会用

令和 7 年安曇野市議会第 1 回臨時会（10 月）提案説明書

— 目次 —

報告第 27 号	2
----------------	---

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分について（道路事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市堀金烏川林道烏川線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 10 月 7 日付で専決処分したものです。

1 和解の相手方

市外在住者です。

2 事故の概要

令和 7 年 6 月 21 日午前 4 時 40 分頃、損害賠償請求者が運転する普通自動車が林道烏川線を三股登山口方面に走行中、山から流れ出した水が道路を流れ、道路の陥没箇所に水がたまっており、明け方の薄暗い状況で路面の陥没に気付かず、通過した際に右側前輪及び後輪を損傷したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 60% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 325,129 円を賠償するものとして、令和 7 年 10 月 7 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。